

福岡県公報

平成十七年十二月十六日
第二千四百七十四号
増刊 ①

子の配偶者又は配偶者の子	三日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日）
に	

に

改める。
附則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

人事委員会

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局給与公平課） ･･

一

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月十六日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第三十二号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二（第十六条関係）中

子 五日

子 七日

子の配偶者又は配偶者の子
一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、
五日）

に、

を



発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目六番
弘文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)